

後期高齢者医療 対象の皆さんへ

申請・問 市役所GF(グランドフロア)保険年金課
☎(21)1111(内線7789・7790)

新しい保険証を
7月中旬に簡易書
留で送付します

現在の黄色の保険証の有効期限は7月末です。

8月以降は
新しい保険証
(緑色、
折りたたみ型)
をお使いください。



※保険料額決定通知書とは別に送付します。

◆新しい保険証の有効期限

平成31(2019)年7月31日
※裏面に臓器提供の意思表示ができます。

※『一部負担金の割合』は、平成29年中の所得に基づいて判定されます。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成31年7月31日
被保険者番号 ○○○○○○
住所 大分県○○○○○○○○○
氏名 ○○○○ 性別 ○
生年月日 ○○○○年○○月○○日
資格取得年月日 ○○○○年○○月○○日
発効期日 ○○○○年○○月○○日
交付年月日 ○○○○年○○月○○日
一部負担金の割合 ○
被保険者番号 ○○○○○○
被保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合 回

注冊事項
1 保険証発給等について詳細を受けようとするときは、必ずこの保険証をその窓口で渡してください。
2 被保険者の資格がなくなったときは、速やかにこの保険証を市町村に提出してください。また、転居の届出をする際には、この保険証を提出してください。この保険証の廃棄は、発給後14日以内に行ってください。
3 この保険証の廃棄は、発給後14日以内に行ってください。また、この保険証を失ったときは、速やかに市町村に提出してください。
4 有効期限が満了したときは、この保険証を使用することはできません。また、有効期限内でも負担割合等記載内容に変更があった場合は、新しい保険証が交付されますので、そちらで有効な保険証を必ずご活用してください。
5 不正にこの保険証を使用した者は、刑罰および罰金として懲罰の対象となります。
特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、この保険証を返還していただくことがあります。

▶今回送付する保険証の色は「緑色」です。

(保険証イメージ)

平成30年度保険料額
決定通知書を7月
中旬に送付します

保険料の納め方については、特別徴収(年金からの引落し)と普通徴収(納付書での納付または口座振替)があります。納め方や保険料額、納期などは通知書をご確認ください。

保険料の軽減率が
変わります

被保険者である高齢者一人一人が後期高齢者医療保険料を負担します。

保険料額は被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

■所得割の軽減が廃止されました

所得割を負担する人のうち基礎控除後の総所得金額等(所得割額の算定に用いる所得)が58万円以下の人は、平成29年度は特例的に所得割額が2割軽減されていましたが、平成30年度からは軽減が廃止

されました。

■元被扶養者の均等割の軽減率が7割から5割へ縮小

75歳になる前日まで家族の会社の健康保険などの被扶養者(扶養されていた人)だった人の均等割額が、平成29年度は特例的に7割軽減されていましたが、平成30年度は5割軽減になります。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割の軽減(9割軽減または8.5割軽減)が受けられます。

非自発的失業者の
保険料の減免

解雇(自己の責めに帰すべき場合を除く)や雇い止めなど、非自発的に失業し、所得が著しく減少する場合、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

限度額適用・標準
負担額減額認定証

◆現在認定証をお持ちの人

現在発行している認定証の有効期限は7月31日です。

平成30年度も住民税非課税世帯に属する人は、7月中旬に新しい認定証を送付します。更新の手続きは不要です。

※平成30年度住民税未申告の人がいる世帯は、認定証が送付されません。詳しくはお問い合わせください。

※『区分Ⅱ』に該当する人で、認定証の発行日から91日以上入院がある人は、長期入院該当の申請ができます。

◆現在認定証をお持ちでない人
平成30年度住民税非課税世帯に属する人は、新規に申請が可能です。

◆平成30年8月新設

平成30年度住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人も新規に申請が可能です。

申請に必要なもの

- ① 保険証、② 印鑑、③ 写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)、④ マイナンバーの確認できるもの

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中仕事などで納付に行けない」などでお困りの方のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 7月12日(木)、24日(火)
17時30分〜20時
☎ 保険年金課 ☎(21)1148

祝日のごみ収集

7月16日(月)祝海の日は、当該対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出しください。

☎ 環境課清掃事務所 ☎(66)5353

戦闘機の展示飛行

7月22日(日)に別府国際観光港で開催する「防衛・防災フェア」で、航空自衛隊戦闘機の展示飛行を別府湾上空で行います(午前中)。また、事前飛行訓練も7月に予想されますのでご理解とご協力をお願いします。

☎ 自衛隊大分地方協力本部 ☎097-536-6271

国民健康保険・後期高齢者医療

問 保険年金課 ☎ 21-1148

70歳以上の皆さんの一般区分と現役並み区分の医療費自己負担限度額が8月から変わります

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している70歳以上の人がひと月に支払う医療費の上限額が8月から下表のとおり変わります。

平成30年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役 並み 所得者	課税所得 145万円以上の人 がいる世帯	57,600円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円※2》
一般	課税所得 145万円未満の人 のみの世帯 ※1	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回44,400円※2》
住民税 非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金年収80万円 以下など)	8,000円	15,000円

平成30年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役 並み 所得者	III 課税所得690万円 以上の人がある世 帯		252,600円 +(総医療費-842,000円)×1% 《多数回140,100円※3》
	II 課税所得380万円 以上690万円未満 の人がある世帯		167,400円 +(総医療費-558,000円)×1% 《多数回93,000円※3》
	I 課税所得145万円 以上380万円未満 の人がある世帯		80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円※3》
一般	課税所得 145万円未満の人 のみの世帯 ※1	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回44,400円 ※2》
住民税 非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金年収80万円 以下など)	8,000円	15,000円

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満(国保にあっては70歳以上の被保険者に限る。1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者が属する世帯の「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、外来+入院(世帯ごと)の上限額に達した月があった場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。
- ※3 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した月があった場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

別府市功勞表彰推薦募集 (市民活動部門)

市民活動(ボランティア・善行活動など)を長年にわたって続け、社会に貢献されている方をご紹介ください。

表彰対象 市民もしくは市に関係ある個人、
または市内に主たる事務所を有する団体

対象となる活動

- ① 常時または定期的に行われたボランティアで市民生活の向上に貢献した活動
(月1回以上の活動で、個人10年以上・団体12年以上)
- ② 他の模範となる善行活動
- ③ 公共的団体等へ継続して行った寄附
(個人20年以上・団体25年以上)

推薦方法 推薦書に記入・押印し、直接
または郵送で下記へ提出してください。

募集期限 8月3日(金) ※郵送は必着。

※推薦書は、7月9日(月)から下記窓口や各出張所、各地区公民館で配布します。また市ホームページからもダウンロードできます。

選考方法 別府市表彰審査会で審査し、受賞者を決定します。

決定 10月以降に通知 **表彰式** 11月3日(土・祝)

推薦・応募・問

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市秘書広報課 ☎ 21-1123



別府市初！ 就活応援！！ 合同企業説明会を開催します

地元企業の採用担当者から企業の取組や募集求人内容などの説明をします。新しい発見や自分の特技を活かせる企業と出会うチャンスです。また、プチセミナーも同時開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

日時 8月11日(土・祝) 13時～16時

場所 市役所1階レセプションホール

対象者 平成31年3月卒業予定の大学・

短大・高専・専門学校生、U・I・ターン

希望者、求職者、転職希望者、留学生など

参加企業数 20社程度

※当日、企業訪問カードを会場受付で受け取り、必要事項を記入していただきます。

■ プチセミナー同時開催

「これだけ知っておけば大丈夫！ 面接必勝法」

日時 8月11日(土・祝)

① 13時～、② 14時～、③ 15時～ (各20分程度)

対象者 合同企業説明会参加者

※合同企業説明会及びプチセミナーは事前申込不要です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 産業政策課 ☎ 21-1132



介護保険利用者負担についてのお知らせ

介護保険負担割合証で

利用者負担割合の確認を

7月中旬に郵送》

介護サービスの利用者負担割合は基本的に1割負担ですが、65歳以上(第1号被保険者)の人で、前年中に一定以上の所得がある人は2割または3割負担になる場合があります。(負担割合は平成29年中の所得金額等に基づき決定します。)

要支援・要介護認定または総合事業の認定を受けている人を対象に、平成30年8月からの利用者負担の割合を示した「介護保険負担割合証」(桃色)を7月中旬に郵送します。8月からの介護サービス利用時の利用者負担の割合を示す証明書になりますので、利用する介護サービス事業所などに証を提示してください。

3割負担の対象となる人

(平成30年8月から)

- ①本人の合計所得金額が220万円以上
- ②同じ世帯の65歳以上の人(本人含む)の年金収入額とその他の合計所得金額を

合わせた金額が年間一定額以上(単身世帯は340万円以上、2人以上の世帯は463万円以上)

2割負担の対象となる人

- ①本人の合計所得金額が160万円以上
- ②同じ世帯の65歳以上の人(本人含む)の年金収入額

とその他の合計所得金額を合わせた金額が年間一定額以上(単身世帯は280万円以上、2人以上の世帯は346万円以上)

1割負担の対象となる人

- 3割・2割の条件に該当しない人
- ※64歳以下の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は1割負担です。詳細は右記へお問い合わせください。

介護保険の低所得者向け利用者負担軽減

介護保険利用者負担限度額認定

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・

申請・問 市役所1階 高齢者福祉課
☎(21)1463

介護療養型医療施設・介護医療院)・ショートステイでの食費・居住費について、低所得の人は申請により所得段階に応じて負担額の軽減が受けられます。

対象

生活保護を受給している人、または次の要件の全てを満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税であること
- ②配偶者が別世帯でも住民税非課税であること
- ③預貯金等の額が単身で1千万円、夫婦で2千万円以下であること

申請に必要なもの

介護保険被保険者証と、預貯金などが確認できるもの(通帳・有価証券・負債など)の原本または写し

注意事項

有効期間は申請月の月初からとなります。既に軽減を受けており継続して利用する人は、7月20日(金)までに更新申請の手続きが必要で

社会福祉法人が提供する施設及び訪問介護サービスなどの利用者負担額のうち、100分の25を軽減します。

対象

次の要件の全てを満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②単身世帯で年収150万円以下、預貯金350万円以下
- ③活用できる資産がない
- ④親族などに扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

申請に必要なもの

介護保険負担限度額認定証が交付されている

注意事項

有効期間は申請月の月初からとなります。既に軽減を受けていて継続して利用する人は、7月13日(金)までに更新の手続きが必要です。

第7期介護保険事業計画における事業者公募

別府市では「第7期介護保険事業計画(2018～2020)」における事業者の公募を次のとおり実施します。

公募事業

- ①認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ②小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能含む)
- ③認知症対応型通所介護
- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

公募期間 7月2日(月)～27日(金)

※公募要領・申請書様式については、市ホームページに掲載します。

申請 高齢者福祉課

☎(21)1463

財政状況の公表 別枠速見広域圏事務組合

平成29年度10月～3月期の財政状況を左記のホームページで公表しています。

HP <http://www.bekkinhayami-oita.jp/>

別枠速見地域広域市町村

圏事務組合 ☎(21)1126





ひとまもり・おでかけ支援事業 バス回数乗車券を出張 所でも販売しています

市内に居住する高齢者の移動手段確保を目的に、バス回数乗車券購入費の一部を助成します。



販売期間 9月28日(金)まで

(土・日曜日、祝日除く)

販売場所・時間

・市役所1階高齢者福祉課

9時～15時

・亀川、朝日、南部出張所

9時～14時

購入・利用できる人

次の①②③全てに該当する人

①平成30年度末時点で満70歳以上(昭和24年4月1日以

前生まれ)

②別府市の住民基本台帳に記

載されている

③バスの利用(乗車)が可能

対象路線・区間

大分交通(株)と亀の井バス(株)

が運行する路線バスで別府

市内の区間

販売価格

1冊千円(額面2千円分)

販売冊数 1人6冊まで
利用期限 平成31年3月31日(日)
必要書類 運転免許証、健康
保険証などの本人確認書類、
印鑑

※代理で購入する場合は、窓口に来た人の本人確認書類も必要です。
※詳しくは左記にお問い合わせください。

問 高齢者福祉課

☎(21)1442

野外焼却はやめましょう

農作業で直接必要な場合や、風俗慣習上の行事などの一部例外を除いて、野外焼却は法律で禁止されており、違反した場合は、懲役や罰金が科せられます。また、発生する煙によつて、近隣トラブルの原因にもなりかねません。

刈った雑草などは、たい肥にするか指定ごみ袋に入れてごみ収集へ出しましょう。

※公共の道路や公園でのボラ
ンティアによる清掃活動で
生じたごみは、清掃事務所
(☎(66)5353)へ連絡し
てください。

問 環境課

☎(21)1134

発達に心配のある お子さんの就学相談会

平成31年度に小学校入学予定で、障がいなどにより発達に心配のあるお子さんの就学相談会を行います。

日時 9月11日(火)

9時30分～14時30分

※1人30分程度の予定。

※秘密厳守で個別に行います。

場所 市役所5階大会議室ほか

内容 ①発達に心配のある

幼児への接し方、②就学や

保育・教育に関すること

相談員 医師、学識経験者、

特別支援学校及び小・中学

校関係者など

申込方法 事前に左記へ連絡

し、8月3日(金)までに「就

学相談票」を提出

問 学校教育課

☎(21)1574

農地農業相談

日時 7月19日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階農業委員会室

内容 農地、農業に関

する相談など

相談員 農業委員

問 農業委員会事務局

☎(21)1178



2019年

別府四季のカレンダー

別府の写真を募集します

募集期間 7月2日(月)～9月28日(金)

募集作品 別府の季節感あ

ふれる風景やイベントなど

を横位置で撮影したもので

次の①②③のいずれか

①CD-Rに記録した「デジ

タル写真データ

②応募専用フォームから応

募した「デジタル写真デー

タ(10MB以内)

③35ミリ以上のカラーポジ

フィルム

※3年以内(平成27年1月1日

以降)に撮影したものに限り

※50万画素以上の写真データ

で応募してください。

※既に発表されている作品

でも可(ただし応募者が

全ての著作権を有してい

る作品に限る)。

※市外の方も応募できます。

※採用写真は、カレンダー(市

報12月号と配布)に横位置

で3対2にトリミングし、

府四季のカレンダー」。

撮影者の居住地(市町村名、
氏名と共に掲載します)。

※ご応募いただいた写真は、
市報やホームページで掲

載する場合があります。

応募方法

上記①と③ 応募用紙に必要

事項を記入して、CD-R(ま

たはポジフィルム)と一緒に

左記へ(郵送可)。

上記② 応募専用フォー

m

([https://www.egov-oita.](https://www.egov-oita.pref.oita.jp/wny8xav4)

[pref.oita.jp/wny8xav4](https://www.egov-oita.pref.oita.jp/wny8xav4))

を入力し、写真

を添付して応募。

※電子メール

での応募はできません。

※応募用紙と募集チラシを市

役所や各出張所、各地区公

民館などに置いてあります。

※詳細は市ホームページ「市

政」→「広報・広聴」→「別

府四季のカレンダー」。



応募・問 秘書広報課(市役所2階) ☎(21)1123

〒874-0851 別府市上野口町1番15号



別府市の Facebook ページ「Face べっふ」

“いいね”して、別府をもっと好きになって欲しいぴょん!

問 秘書広報課 ☎21-1123

第33回
第18回 **国民文化祭・おおいた2018**
全国障害者芸術・文化祭おおいた大会



■開会式一般入場者募集

開催日時 10月6日(土) 17時～20時
開催場所 iichiko 総合文化センターグランシアタ (大分市高砂町)
応募受付 7月2日(月)～8月10日(金) に下記へ申込み。
※応募方法など詳しくはホームページをご覧ください。

☎ 国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭開会式オープニング係
☎ 097-538-3535
大分県国民文化祭・障害者芸術文化祭局事業推進課
☎ 097-529-6284

■「障がい者アートの祭典 全国障がい者作品展」作品募集

開催日程 11月9日(金)～18日(日)
開催場所 大分県立美術館 (大分市寿町)
応募対象者 障がいのある人
募集作品種別 絵画、写真、書道、彫刻、工芸、手芸、文芸
応募受付 7月31日(火)までに下記へ申込み。
※応募方法など詳しくはホームページをご覧ください。

☎ 大分県国民文化祭・障害者芸術文化祭局
☎ 097-529-6286

市営青山プールの25mプール 一般開放します

期間 7月21日(土)～8月31日(金)
※下記の大会開催予定日は使用できません。
7月22日(日)、25日(水)～27日(金)、29日(日)
8月5日(日)、19日(日)、24日(金)～26日(日)

時間 9時～19時 (19時閉館)

料金 (1人2時間) 一般 216円、
高校生 162円、小・中学生 108円
※10円未満切り捨て

使用上の注意事項

- 水着・スイミングキャップを着用してください。
- 幼児は無料ですが、保護者が一緒に泳いでください。子どもの遊泳中、保護者は子どもから目を離さないください。
- 「50mプール」・「飛び込みプール」の一般開放はありません。

☎ 市営青山プール ☎ 21-8657
別府市総合振興センター ☎ 26-0535

湯(ゆ)んなか元気塾「温泉を活用した湯中運動教室」参加者募集!

場 所	北浜温泉テルマス (京町)	内 容	湯中運動、食事やお口の健康・温泉の豆知識などの講話
日 時	8月24日(金) から11月9日(金) の毎週金曜日 14時～(受付13時30分～) ※詳しい日程は、受講決定後に案内を送付します。		
参加要件	下記①～④の全てに該当する人 (※通院・治療中の人は、かかりつけ医にご相談ください。) ①別府市に住んでいる ②65歳以上 ③更衣、入浴動作において介助を要しない ④会場までご自身で通える ※送迎はありません。		
そ の 他	テルマスの利用料1回510円 (団体割引あり) と、スポーツ保険料1,200円程度が必要		
申込締切	8月3日(金)	定 員	20人程度 ※応募者多数の場合は、過去に参加したことのない人優先
申込方法	電話で下記へお申し込みください。 ☎ 高年齢福祉課 ☎ 21-1463		

三世帯同居世帯リフォーム支援事業 三世帯同居世帯の改修工事費用を補助します

☎・☎ 子育て支援課
☎ 21-1427

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯であること (出産・転居等により申請日以降に三世帯同居となる世帯を含む)
- ・市税を完納している世帯であること
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所 (本店) を有する法人
- ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 別府市内にある既存住宅で行う工事 (既存住宅を購入する場合も含む)

対象工事 ①玄関、②トイレ、③浴室、④キッチン

上記に掲げる4つの部位のうち、1部位以上を増設し、増設後に2部位以上が複数となる工事

補助金額 補助対象工事費の50% (上限75万円) **申請期間** 7月2日(月)～12月14日(金)

- ※1 申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切らせていただきます。
- ※2 昭和56年5月以前に建てられた耐震性の無い木造住宅で申請を行う場合は、リフォーム工事と併せて耐震改修工事を行うことが条件となります。
- ※3 同時に行う世帯を区切るための間仕切り壁やドアの設置工事、省エネ改修工事 (窓・外壁・屋根などの断熱化に係るもの) など補助の対象となります。

【注意事項】 既に着工している工事は対象外です。



市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター
☎(21) 2200

申込期間

7月9日(月)～20日(金)

抽選日

7月28日(土)

◆一般公営住宅(14戸)

申込資格

次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でないこと
- ⑤世帯員の所得を合算して控

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	C	4	単身者・家族
鶴見	1	F	4	
	1	H	1	
竹の内	1	H	3	家族
	1	E	1	
向原	2	A	3	
	1	B	1	
宮園	1	A	4	
石垣原	1	A	3	
上野口	1	C	3	
北中	1	A	4	
古賀口	1	B	2	
浜脇高層	1	—	12	

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です
市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と身分証を忘れずにお持ちください。

除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当
⑥入居日時時点で満60歳以上であること

⑦身体障害者手帳

(1級～4級)を持っている

⑧精神障がい者

(精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度)

⑨知的障がい者(⑧と同程度)

1級～3級程度

⑩生活保護受給者

■申込方法

必要書類(要印鑑)を添え、

期限内に申し込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。

詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項

①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)

での申込みはできません。

ただし、婚約済みで当選後指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。

③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。

当選前の内見はできません。

④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

空家情報テレフォンサービス

☎(27) 0839 (24時間案内)

大分県住宅供給公社ウェブサイト

(www.oita-jkk.jp)

「大分県住宅供給公社」↓

「別府市営住宅」

各出張所窓口 問取りのみ

高齢者世帯リフォーム支援事業

高齢者世帯の改修工事費用を補助します

申・問 高齢者福祉課

☎21-1442

交付対象条件

- 次の全てに該当すること
- ・別府市に住所を有し、かつ居住している65歳以上の高齢者がいる世帯であること
 - ・市税を完納している世帯であること
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満であること(世帯員に18歳～64歳の人がある場合の収入においては公的年金等を除く)
 - ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
 - ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 高齢者世帯が居住している住宅(住宅所有者の同意が必要)

対象工事 高齢者用の居室(寝室等)の増築及び内装改修工事、バリアフリー改修工事など(30万円未満の工事は対象外)

補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円) **申請期間** 7月2日(月)～8月31日(金)

※1 申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切らせていただきます。

※2 同時に行う省エネ改修工事(屋根・屋上の断熱性・遮熱性能向上工事、外壁の断熱性・遮断性能向上工事、窓・ガラスの断熱性能向上工事など)も補助の対象となります。

【注意事項】 既に着工している工事は対象外です。



障害者自立支援協議会 当事者部会会員募集

障がいのある人が、生活するうえで抱える問題や不安、悩みをお互いに理解、解決していくこと、また当事者の立場からまちづくりについて話し合います。

募集人員 15人程度(先着順)

応募条件

①障がいのある人(障がいの種別は問いません)

②会議に出席できる人
(毎月第3木曜日の13時30分)
※会議の見学も可能です。

報酬はありません。

☎ 障害福祉課
(21)1413 FAX(22)1780

第2弾シニア世代向け プチ就職面談会

知識や経験、そしてやる気にあつた仕事を探す絶好のチャンスです。皆さんのご参加をお待ちしています。

日時 7月13日(金)

13時30分～15時

場所 市役所1階
レセプションホール

対象者 就労意欲のある55歳以上の
上の人(対象者以外も参加可)

参加企業数 20社程度

※当日、企業訪問カードを会

場受付で受け取り、必要事項に記入していただきます。※事前の申込は不要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 産業政策課 (21)1132

おおいた 夏の事故ゼロ運動

おこさず あわず 事故ゼロ

夏は交通量の増加や暑さによる疲労などから交通事故の増加が懸念されます。

3秒の車間距離と、横断歩道でのマナーアップを心がけ、「交通事故のない、安全で安心なまち別府」を目指しましょう。

期間 7月11日(水)～20日(金)

☎ 防災危機管理課
(21)2255

交通安全指導員募集

対象 左記の小学校区で毎朝の登校時に、子どもたちの交通安全指導をしていた、いただける人。性別は問いません。

募集校區 山の手小・南小の各校区

報酬 8万2千円(年額)

指導時間 授業日の7時30分

☎ 防災危機管理課
(21)2255

普通救命講習

日時 7月8日(日) 9時～12時

場所 消防本部4階第1会議室

内容 心肺そ生法、AED取扱い、止血法など

※申込不要。動きやすい服装でお越しください。

☎ 消防本部警防課
(25)1124

ご存じですか 建築物の定期報告

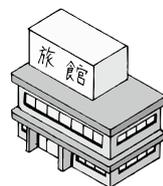
今年度は旅館またはホテルが対象です

あなたが所有または管理している建築物は、廊下や階段が物置代わりになっていたり、防火戸が作動しなかったりしていませんか。

これらを放置したままだと、災害時に人命に危険を及ぼすことになりかねません。危険を予防するため、建築物の所有者または管理者は、定期的に専門技術者へ調査や検査を依頼し、その結果を報告することが建築基準法で義務付け

られています。今年度は表1の建築物が定期報告の対象になっていますので、建築物を所有または管理する人は

建築士(設計事務所など)等に相談し、必ず報告してください。



報告期間 7月2日(月)～12月20日(木)

また、表2の防火設備及び小荷物昇降機が従前の建築設備等に加え定期報告の対象となっています。

報告期間(平成30年度分)

2019年5月31日(金)まで

※翌年度以降は毎年度報告。分県昇降機センターまで。

☎ 建築指導課
(21)1487

表1 定期報告が必要な建築物 (Aの用途でBのいずれかに該当)

A: 建築物の用途	B: 規模など
旅館またはホテル	① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③ 地階にあるもの (100㎡超)

表2 対象となる防火設備及び小荷物昇降機

種別	対象
小荷物昇降機	フロアタイプのものに限る
防火設備	① 定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備 ② 以下にあげる用途のうち床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・ 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る) ・ 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・ 寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る) ・ 就寝用途の児童福祉施設など

社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう。

7月は『第68回社会を明るくする運動』強調月間です。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。

期間中、街頭での啓発活動をはじめ、各地区社会福祉協議会では、パレードや映画上映会など様々なイベントが行われます。皆さんの積極的なご参加をお願いします。

問 福祉政策課
☎(21)1003

原爆展パネルを貸し出します(無料)

被爆者の苦悩とたたかいたが浮かび上がるよう、映像と証言を

組み合わせ制作された「証言パネル」

です。地域や学校での平和学習などに活用してください。



▲原爆と人間展

消費生活啓発講座 (要申込)

知らない業者から突然連絡が来ても慌てることのないように、悪質商法について学んでみませんか。

日時 7月25日(水) 14時～15時

場所 市役所1階レセプションホール

内容 消費者トラブルについて

講師 大分県消費生活センター(アイネス)相談員

申込方法 7月19日(木)までに電話で下記へ

定員 20人(先着順)

申・問 産業政策課 ☎21-1132



多重債務者相談会 (要申込)

弁護士が借金問題の相談をお受けします。(1組30分程度)

日時 7月12日(木)、26日(木) 13時30分～16時30分

場所 市役所4階4F-2会議室

申込方法 事前に電話で下記へ 定員 各6人(先着順)

申・問 産業政策課 ☎21-1132

消費生活相談

悪質商法によるトラブルや契約・解約などのご相談を。

日時 毎週月～金曜日 9時～16時30分 ※祝日は除く。

相談員 消費生活専門相談員

場所・問 別府市消費生活センター(市役所4階産業政策課内)

☎21-1881

わたしたちのねがい

～性の多様性と人権(LGBT)～

人には「心の性」と「身体の性」があり、その二つの性が一致していると感じている人、一致していないと感じる人、性別に違和感を持っている人(性自認)など、性愛を向く相手も同性・異性・両性、誰にも向かわない(性的指向)など、さまざまな性が存在しています。

LGBTをご存じですか?

L (レズビアン: 女性に恋をする女性)

G (ゲイ: 男性に恋をする男性)

B (バイセクシュアル: 男性・女性どちらにも恋をする人)

T (トランスジェンダー: 心の性別と身体の性別に違和感を持っている人(性同一性障害と診断を受けた人を含む))

を表す人の頭文字をとった性的少数者を表します。このほかに、心の性や恋愛対象が分からない人、決められない人などもあります。

現在、日本にはLGBTの人が13人に1人いると言われ、2015年に約7万人を対象に実施した調査では7.6%いました。みなさんは私たちの周りにはLGBTの人が「いない」と思っているかもしれませんが、「いない」のではなく「気が付かない」のかもしれません。それは、日本社会において性的少数者に対する正しい理解がなかなか進んでいないために、偏見や差別を恐れて隠している人が多いからだと考えられます。性的少数者であることを理由に差別をしたり、排除したりするのではなく、一人一人の違いを認め、それぞれの「性のあり方」の多様性を尊重することが大切です。そして誰もが「自分らしく」生きられる社会を築いていきましょう。

7月の無料人権相談 お気軽にご相談ください。

日時 11日(水) 10時～15時 場所 市役所4階4F-2会議室

問 人権同和教育啓発課 ☎21-1291

貸出期間

7月2日(月)～8月31日(金)

※8月1日(水)～9日(木)は除く。

パネルのサイズ

B2版(縦73cm×横52cm)

パネルの枚数 全30枚

問 社会教育課

☎(21)1587

人権啓発センターの各種講座

場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目7番5号)

■じんけんふれあい教室

日時 7月13日(金)

10時～12時

テーマ 藍染羊毛フェルトの

ボールネットクレス

講師 小林尚美さん

費用 500円 定員 20人(先着順)

■人権ミニ講座

日時 7月19日(木)

10時～11時30分

テーマ 「医療と人権」について

「うつ地獄から帰ってきた」

講師 県人権・同和对策課

主査 安倍誠さん

■人権8課題講座

日時 7月31日(火)

10時～12時

テーマ 「部落差別問題の解

消について」(人権8課題

講座における部落差別問題

について)

講師 大分県人権問題講師団

豊後大野市

渡邊久洋さん

申・問 人権同和教育啓発課

☎(21)1291

☎(23)6163

身近な人権講座

日時 7月24日(火)

13時30分～15時30分

場所 朝日大平山地区公民館

(火壳)

テーマ 外国人と人権

「国際交流ママの会」からの親支援

講師 ぐすのき保育園

園長 川崎礼子さん

問 社会教育課

☎(21)1587

☎(21)1291

ラボ
第2回べっぷ公民連携LABOを開催します！

日時 7月18日(水) 13時30分～
 場所 別府市役所1階レセプションホール 定員 100人(先着順・参加無料)
 内容 第1部 PPPロングリスト・ショートリスト事業紹介
 第2部 講演 地域活性化・地域課題解決型 PPP/PFI事業の取り組み
 道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」事例紹介
 講師 加和太建設(株)代表取締役社長 河田亮一さん(静岡県三島市)
 申込方法 ①電話、②FAXかメール(団体名、所属部署名、氏名、連絡先を明記)で
 下記へお申し込みください。
 申込先 九州PPPセンター
 ☎ 092-834-2388 FAX 092-834-2389
 ✉ kpppc@k-uip.co.jp



PPPロングリスト・ショートリストを公表しました

PPPとは？

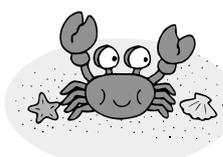
→Public-Private Partnershipの頭文字で、行政(国、県や市町村など)と民間事業者が連携して公共サービスの提供などを行う公民連携の仕組みのことです。

「PPPロングリスト・ショートリスト」は、市が計画している事業のうち、公民連携(PPP)による事業実施の可能性があるものを事業の進捗度合いにより整理したもので、民間事業者などと連携して事業を行うために、事業に関する情報を積極的に開示・提供を行うことを目的として作成しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

HP 市ホームページ「市政」→「べっぷ公民連携LABO」→「PPPロングリスト・ショートリスト」

☎ 公民連携課 ☎ 21-1241

お誕生日おめでとう！すくすく1さい (7月生まれ) <>内は誕生日です

	 染矢 駿成 くん (扇山) (1日)	 高見 城太郎 くん (荘園) (7日)	 下村 隼人 くん (鶴見) (9日)	 石田 光 くん (青山町) (10日)	 木下 陽葵 ちゃん (上野口町) (12日)	 小島 伊織 くん (朝日ヶ丘町) (15日)
 今山 拓真 くん (富士見町) (18日)	 戸川 結翔 くん (南荘園町) (20日)	 大野 菜月 くん (石垣東3丁目) (21日)	 コートネス レオン くん (鶴見) (21日)	 岡田 穹 くん (石垣東2丁目) (25日)	 ©Team Beppyon	
	 新上 陽美 ちゃん (石垣西9丁目) (25日)	 早川 楽 くん (北中) (26日)	 佐藤 璃奈 ちゃん (美相寺) (28日)			

《すくすく1さい応募要項》8月号締切7月6日(金) 写真の裏に住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・電話番号を記入して、秘書広報課まで(郵送・Eメールで応募する場合は事前にご連絡を) 期限厳守をお願いします。
 ※紙面の都合で、応募者全員を掲載できない場合もあります。

このページはウェブ版市報にも掲載します。

〒874-8511 別府市秘書広報課 ☎ 21-1111 内線 2233、2234 ✉ sec-ma@city.beppu.lg.jp

